平成２５年（フ）第１００５２号
東京都杉並区梅里２丁目37―19
債務者　濱口英理子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００５３号
東京都江戸川区船堀５丁目５－３―103
債務者　津山　佳孝
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００５９号
東京都新宿区下落合２丁目１―11―Ｂ―402
債務者　金枝　幹夫
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６０号
東京都江戸川区南葛西７丁目５－５　ハイツスガ３―206
債務者　浦川慎一郎
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６２号
東京都国分寺市日吉町３丁目19―28　ソフィア88―102
債務者　大沼　貴之
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６３号
東京都町田市木曽東４丁目６―358
債務者　宮井優香里
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４１号
横浜市磯子区森３丁目５番20号　ジュネス大須賀101号
債務者　村上　政敏
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４２号
横浜市磯子区森３丁目５番20号　ジュネス大須賀101号
債務者　村上　秀子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７９号
横浜市瀬谷区三ツ境142番地６
債務者　高野　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８０号
横浜市瀬谷区三ツ境142番地６
債務者　高野　安代（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２５年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市首里当蔵町３丁目21番地
破産者　有限会社ノア
1　主文　当裁判所が平成25年６月12日午後５時になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「沖縄県那覇市首里大名町１丁目９番地、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市首里当蔵町３丁目21番地」とあるのを「沖縄県那覇市首里当蔵町３丁目21番地」と更正する。
2　決定年月日　平成25年９月11日
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３号
大阪府岸和田市河合町824番地
破産者　有限会社協同組
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９０４号
神戸市須磨区古川町４丁目６番17号
破産者　株式会社宮崎雅嗣商店
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９８号
岡山県和気郡和気町丸山210番地
破産者　株式会社角田農場
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６２号
群馬県前橋市河原浜町305番地２　警察待機寮121号
破産者　小出　　聡
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０６号
岐阜県本巣郡北方町加茂343番地の７
破産者　株式会社スミケン
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野820番地の24
破産者　株式会社森脇工業
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係